1	［略］
2	［略］
3	［略］
4	［略］
5	［略］
6	［略］

（フレキシブルディスクによる手続）

第四十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、原子力規制委員会が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六十一のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　第三十一条の届書

三　［略］

四　第三十九条第二項の報告書

2　［略］

三　液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

四　放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

五　放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ　漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ　気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空気中濃度限度を超えるおそれがないとき。

六　第十四条の七第一項第三号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七　放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この項において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八　放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九　第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

2	［同上］
3	［同上］
4	［同上］
5	［同上］
6	［同上］
7	［同上］

（フレキシブルディスクによる手続）

第四十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、原子力規制委員会が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六十一のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

一　［同上］

二　第三十一条第一項の届書

三　［同上］

四　第三十九条第三項の報告書

2　［同上］